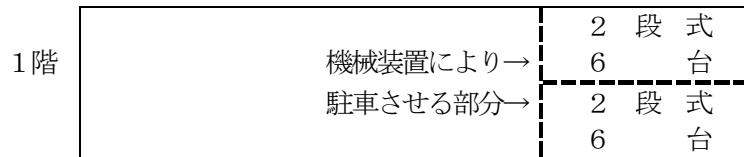


## 第4 水噴霧消火設備等

問1 (削除)

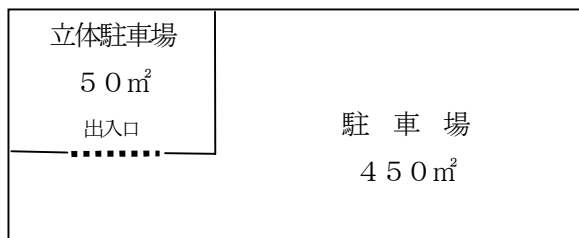
問2 次図の場合、水噴霧消火設備等の設置はいかにすべきか。

図1



※ 駐車場床面積 288 m<sup>2</sup> (うち機械装置部分約 80 m<sup>2</sup>)

図2



※ 立体駐車場収容台数 30台

答 図1は機械駐車装置部分のみ設置対象。

なお、前面駐車部分についても同様に警戒するよう指導されたい。 ★

図2の場合、立体駐車場部分が防護区画されている場合は立体駐車上部分のみ設置対象 (床面積は合算しない。)

問3 2層式の機械駐車装置の取扱いにおいて台数の算定はいかにすべきか。

答 下段が当該階の床面をそのまま利用したものであれば上段のみの台数とし、車両が当該装置のパレット上に乗っている状態のものはすべて台数に算定するものとする。

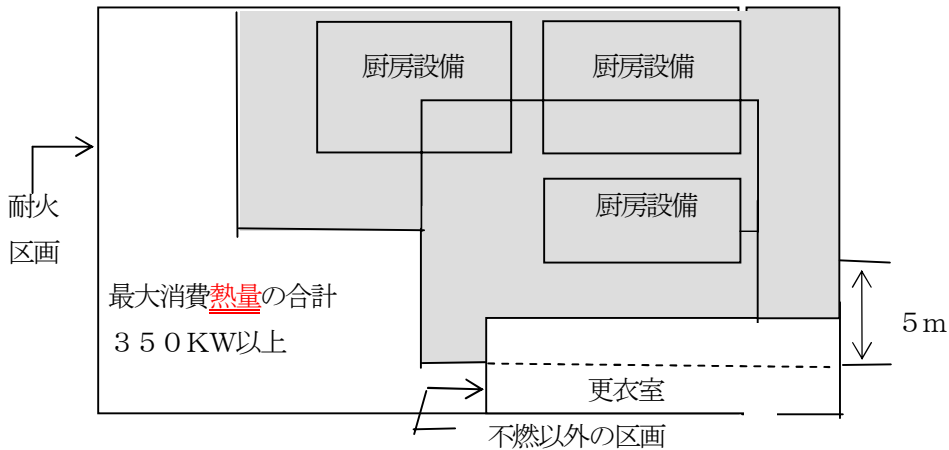
問4 2階以上の階を駐車のために供する場合、当該階と屋上駐車場部分とが同一階に存する場合、消防用設備等の設置の基準はいかにすべきか。

答 当該床面積をそれぞれの設置基準面積により取扱われたい。

問5 「電気設備が設置されている部分等における消火設備の取扱いについて」（昭和51年7月20日付け消防予第37号）第1、2の水平距離5mの線で囲まれた部分の取扱いについて（巻末資料「水噴霧消火設備等」参照）

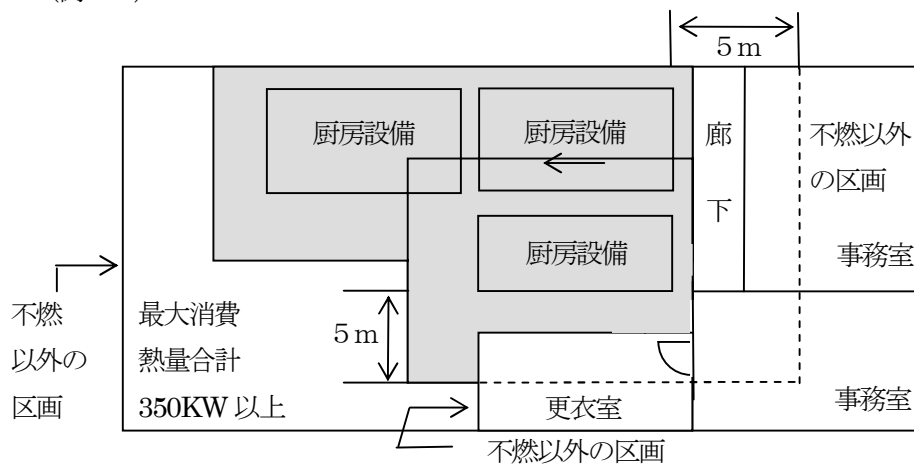
下図のような防火対象物の場合、厨房設備の据え付けられた部分の周囲に水平距離5mの線で囲まれた部分に更衣室等がある場合の床面積算定はどうかをすべきか。

(例 1)



<答> 更衣室を除く 部分の床面積とする。

(例 2)

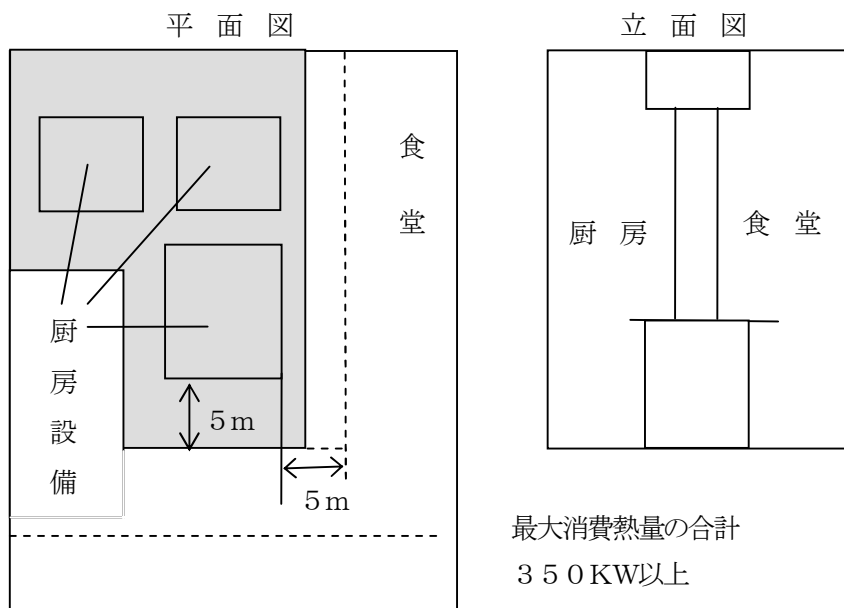


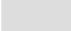
<答> 更衣室、廊下、事務室を除く 部分の床面積とする。

ただし、事務室がボイラー室等である場合は、床面積は合算されることになるので申し添える。

なお、「予防行政事務の取扱いについて」（昭和59年7月14日付け消防予第113号）質疑回答を参照されたい。（巻末資料「水噴霧消火設備等」参照）

(例 3)



<答> 厨房と食堂とが区画されている場合は、厨房内の  部分の床面積とする。

問6 令第13条の規定により、水噴霧消火設備等を設置することとされている最大消費熱量の合計が350KW以上の厨房室に、スプリンクラー設備を設置し、かつフード部分及び排気ダクト内部、レンジ部分並びにフライヤーに対して、それぞれ(財)日本消防設備安全センターの認定を受けたフード・ダクト用、レンジ用及びフライヤー用の簡易自動消火装置を設置した場合は、令第32条の規定を適用し、水噴霧消火設備等を設置しないこととしてよろしいか。

答 厨房設備が液体燃料を使用しておらず、適正な維持管理を行う場合にあっては、お見込みのとおり。★

(国への照会回答)

**問** 屋外に機械立体駐車装置を設置する場合の消防用設備等の規制について

近年、駐車スペースを有効に利用するための、カーポートの新製品が開発されています。

今回、本市のM社が開発販売を予定している別添カーポート（1基7台収容）を設置する場合の消防用設備等の指導について、次のいずれによる指導が適切かご教授ください。

なお、本カーポートは、工作物等に該当しない。

- 1 カーポートを2基（1基7台収容）以上を、接して設置した場合は、消防法施行令第13条の機械装置により車両を駐車させる構造のもので車両の収容台数が10台以上の設置基準を準用して、消火器（6型以上）または、移動式粉末消火設備等の設置を行政指導する。
- 2 1の場合で、カーポートの相互の間隔を3m以上離し、10台未満となった場合は、消防用設備の設置対象外とする。
- 3 建築物および工作物でないので、消防用設備の設置対象外である。

**回答**（「予防業務に関する質疑について」（4消号外 平成4年4月15日 長崎県消防防災課長）

平成4年4月10日付で質問のありました標記について、消防庁予防課に照会した結果は下記のとおりでした。

記

1基10台未満収容の駐車場であっても、2基以上を近接して設置し、10台以上となった場合は、消防法施行令別表第1の「防火対象物」である。

したがって、延焼拡大を防ぐため次のいずれかの処置が必要となる。

(1) 水噴霧消火設備等を設置する。

(参) 消防法施行令第13条及び別表第1(13)イ

(2) 6mを超えて設置する。

(参) 建築基準法第2条第6号

(3) 50cm以上、端を出した防火壁を設置する。

(参) 建築基準法施行令第113条第3号

#### 【運用通知】

「移動式の泡消火設備等を設置できる場所の運用基準について」

消防法施行令第13条の規定により設ける泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備（以下「泡消火設備等」という。）の移動式のものについては、消防法施行規則第18条第4項第1号、同第19条第6項第5号（同第20条第5項及び同第21条第5項で準用する場合を含む。）の規定により「火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所以外の場所」に設けることとされているが、これに係る運用基準を下記のとおり定めたので、事務の執行に遺漏のないようされたい。

記

次のいずれかに該当する場合は、移動式の泡消火設備等を設置することができるものとする。

- 1 全面開放の屋上駐車場又は高架道路下の駐車場等、周壁がなく柱のみである部分若しくは周囲が危害防止上

の鉄柵等で囲まれている部分

- 2 外気に接する開口部が排煙上有効に常時開放された構造のもので、かつ、開放部分の合計面積が、当該駐車用の用に供する部分の床面積の15%以上である部分
- 3 壁面について次のいずれかに該当すること。ただし、床面積3,000㎡以下の部分に限る。
  - (1) 長辺の一边について当該壁面（柱及びはりを除く。）の全部が常時外気に直接開放されており、かつ、他の一边について当該壁面の面積の2分の1以上が常時外気に直接開放されていること。
  - (2) 四辺の上部（天井面から50センチメートル以上）の部分が常時外気に直接開放されていること。
- 4 地上1階（又は避難階）にある防護区画で、地上から手動又は遠隔操作により開放することができる開口部（外気に接する扉等）の有効面積の合計が、床面積の20%以上（有効な排煙装置又は排煙上有効な開口部を有する越屋根の構造を有するものにあつては15%以上）である部分  
この場合「有効な排煙装置」とは、毎時5回以上の排煙能力のあるものをいい、有効な越屋根の構造とは、有効な開口部の面積の合計が、床面積の5%以上あるものをいう。  
また、排煙装置で「毎時5回以上の排煙能力」とは、1時間に当該防護区画の体積の5倍の数値以上の空気を排出する能力を有するものをいう。

なお、上記1～4の取扱いにあたっては、火災時に面積区画用シャッターが降下した場合についても考慮すること。

(参考)

- 「1層2段の自走式自動車車庫に係る消防用設備等の設置について」  
(平成3年5月7日付消防予第84号)
- 「2層3段の自走式自動車車庫に係る消防用設備等の設置について」  
(平成6年6月16日付消防予第154号)
- 「3層4段の自走式自動車車庫に係る消防用設備等の設置について」  
(平成12年1月7日消防予第3号)

- 問7 (1) 前記「移動式の泡消火設備等を設置できる場所の運用基準について」の2中「外気に接する開口部が排煙上有効に常時開放された構造」とは、どのような構造をいうのか。  
(2) また、同運用基準2及び4の開放部分の面積の算定についてご教示願いたい。

- 答 (1) 当該開口部が他の建築物の外壁又は隣地境界線より50cm以上離れている場合は全面を開放されているものとみなし、それ未満の場合は開口部とみなさない。  
また、当該開口部にドレンチャー設備を設けた場合の取り扱いについても同様とする。★  
(2) 開口部の開放面積の算定方法は次によられたい。  
外気開放面積  $a \text{ m}^2$   
手動等により開放できる開口面積  $b \text{ m}^2$   
 $a \div 0.15 = A \text{ m}^2$   
 $b \div 0.2 = B \text{ m}^2$   
 $A + B \geq \text{床面積}$   
となる場合は移動式で可。★

問8 前頁「移動式の泡消火設備等を設置できる場所の運用基準について」4中の「排煙装置」を設置する場合の非常電源の種別について、次のいずれかにより指導すべきかご教示願いたい。

- (1) 駐車場の規模にかかわらず、自家発電設備又は蓄電池設備とする。
- (2) 屋内消火栓設備の基準に準じた取扱いとする。

答 (2) お見込みのとおり。★

問9 駐車場部分に設置する移動式粉末消火設備の操作空間及び破損防止についてご教示願いたい。

答 操作空間については、おおむね両側に20cm、前面に1mの空間をとられたい。また、駐車スペースに面している場合は、車輪止、駐車禁止の旨の路面表示を行うこと。

破損防止については、鉄柱等を設けるか、あるいは、架台にのせる等の措置を講じること。★

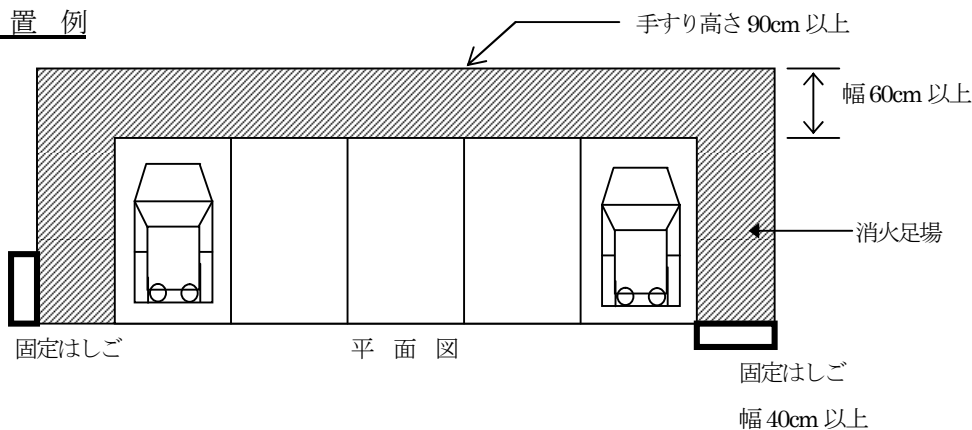
問10 「機械式駐車場の特殊消火設備（移動式）の設置」についてご教示願いたい。

答 屋外装置又は防火対象物に設けるもので煙が充満するおそれのない場所に設置する機械式駐車場には、次により設置すること。★

(ア) 原則として各層に消火足場（幅60cm以上、手すり高さ90cm以上、固定はしご幅40cm以上）を設けること。

ただし、当該防護対象物の各部分から一のホースの接続口までの水平距離が1.5m以下となる場合は、2層ごと（3層目、5層目）に設置することができる。（2層以下の場合は消火足場を設けないことができる。）

#### 設置例



(イ) 昇降式の機械式駐車場の場合で、地下1層の場合は各スペースに、地上部分に設置した移動式特殊消火設備から有効に放射できる開口部を設けること。

地下2層以上の場合、固定式又は局所式特殊消火設備とすること。ただし、地階の部分に有効幅員1m以上のドライエリア等を有し、かつ、避難上又は消火活動上支障がない場合、又は次のいずれかの措置を講じる場合は、上記によらないことができる。

- a 火災時に当該車両を地上まで呼び戻すことができるよう当該駐車装置の操作配線を耐火配線とした場合。
- b 地下2層部分の各パレットに消火導管を設けた場合。

問 11 泡消火設備の火災感知ヘッドの警戒面積は、どの程度か。

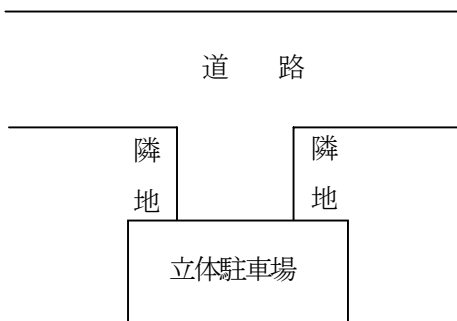
答 閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いる場合は、規則第 13 条の 2 第 4 項第 1 号イからホの規定によるほか、次によることとする。

- (1) 標示温度は 79 度未満のものを使用し、1 個の警戒面積は 20 m<sup>2</sup>以下とすること。
- (2) 取り付けの高さは、床面から 5 m 以下とし、火災を有効に感知できるように設けること。★

問 12 二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備の消火剤の排出方法等について

- (1) 二酸化炭素の排出方法については、排気機器を用いる方法及び自然排気による方法があるが、例えば、次図のように道路からの奥行がある場合、立体駐車場出入口開口部からの自然排出で認めてよいか。
- (2) ポータブルファンを用いる排出装置について、必要な排出能力、付属機器等をご教示願いたい。

(図)



答 (1) 車路 (道路から立体駐車場出入口までの距離) が 10 m 未満であればお見込みのとおり。ただし、周囲に十分な空間があり、局所的な滞留がないと認められる場合にあつてはこの限りではない。★

- (2) ポータブルファンの排出能力は、毎分 25 立方メートル以上とのものとし、付属機器としてコードリール、フレキシブルダクト (排煙風道)、携帯用発電機 (常用電源がない場合) とする。★